【規程番号　神女大Ⅲ－002】

神戸女子大学健康福祉学部実習指導・国家試験等支援対策室規程

（設置）

第１条　神戸女子大学健康福祉学部に、本学部学生（卒業生を含む。）の実習・国家資格等に係る教育研究支援を行うために実習指導・国家試験等支援対策室（以下「対策室」という。）を置く。

（目的）

第２条　対策室は、社会福祉学科における社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士及び健康スポーツ栄養学科における栄養士・管理栄養士及び健康運動実践指導者等の実習・資格取得等に関わる教育・研究支援を行うことを目的とする。

（業務）

第３条　対策室の業務は、次のとおりとする。

(1) 資格取得に関わる実習に関する業務

(2) 国家資格試験対策に関する業務

(3) その他教育研究支援に関する業務

（組織）

第４条　対策室は、次の構成員をもって組織する。

室長　　１名

副室長　２名

助手　　若干名

業務補助職員　若干名

２　室長は、健康福祉学部長をもって充て、対策室を統括する。

３　副室長は、学科主任をもって充てる。

４　助手は、副室長の指示に従って業務を行う。

５　業務補助職員は、対策室の業務に係る事務を補助する。

（専門委員会）

第５条　対策室の業務を専門に応じて遂行するために、専門委員会を置く。

２　副室長は、専門委員会を統括する。

３　専門委員会の種類及び数は、別に定める。

（資料室）

第６条　対策室の業務に係る学生情報及び各種資料を保管・管理するために資料室を置く。

（学習支援室）

第７条　国家試験受験学生の学習支援の場として、対策室管轄の下に国家試験学習支援室を置く。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、学科会議及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学健康福祉学部健康福祉学科・社会福祉学科・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士国家試験対策室規程（平成 20 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。